

加治木温泉病院介護医療院 運営規程

第 1 条 医療法人玉昌会が開設する加治木温泉病院介護医療院（以下「介護医療院」という）が行う、介護医療院の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理事業に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護者に対し、適切な介護医療院介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 3 条
1. 介護医療院の従業者は、要介護であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
 2. 介護医療院は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
 3. 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他介護保険施設その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第 4 条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名称 加治木温泉病院介護医療院
- (2)所在地 始良市加治木町木田 4714 番地

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第 5 条 介護医療院の従業者の職種、員数、及び職種内容は次の通りとする。

- ①管理者 1 名（兼）
- ②医師 3 名以上

医師は、入所者の症状に応じて、妥協適切に診療を行い、介護医療院に携わる従業者の管理、指導を行う。

- ③看護要員
 - ・看護職員 10 名以上（准看護師含む）
 - ・介護職員 15 名以上

看護要員は、入所者の症状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- ④管理栄養士 1 名以上

管理栄養士は、入所者の栄養状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- ⑤介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

- ⑥薬剤師 1名以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

- ⑦理学療法士 1名以上

- ⑧作業療法士 1名以上

- ⑨言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種の者と共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

- ⑩診療放射線技師 1名以上

診療放射線技師は、入所者の放射線検査、治療を行う

- ⑪調理員、事務員等 1名以上

調理員は入所者の食事を調理し、事務員は入所者の費用計算や書類作成を行う

※このほか、介護医療院の運営に必要な従業員を置くものとする

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 24時間
- (3) サービス提供時間 24時間
- (4) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(入所者の定員)

第7条 介護医療院の定員は60名とする。

(介護医療院サービスの内容)

第8条 介護医療院の内容は次の通りとする。

1. 長期療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、その者のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスの提供に努める。

(施設サービス計画の作成)

- 第9条 1. 介護医療院の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとする。
2. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたって、入所者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、総合的な施設サービス計画上に位置付けるように努める。

(利用料その他の費用の額)

第 10 条 1. 介護医療院の利用料の額及び食事代居住費は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院が法定代理サービスであるときは、介護保険割合証の負担割合に応じ、利用料の 1 割～3 割と食事の自己負担の額とする。

2. 居住費（滞在費）
- | | |
|-------|------------------|
| 従来型個室 | 1 段階：550 円/日 |
| | 2 段階：550 円/日 |
| | 3 段階①②：1,370 円/日 |
| | 4 段階：1,728 円/日 |
| 多床室 | 1 段階：0 円/日 |
| | 2 段階：430 円/日 |
| | 3 段階：430 円/日 |
| | 4 段階：437 円/日 |
| 特別室料 | 1,100 円/日 |
3. 食費 1,445 円/日（朝 345 円、昼 550 円、夕 550 円）
- | | | |
|-------|---------|-----------|
| 負担限度額 | 第 1 段階 | 300 円/日 |
| | 第 2 段階 | 390 円/日 |
| | 第 3 段階① | 650 円/日 |
| | 〃 ② | 1,360 円/日 |
| | 第 4 段階 | 1,445 円/日 |

4. その他、特別な食事・日常生活に係る費用の徴収に際しては、その度、入所者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。（理美容代等）

(施設運営に当たっての留意事項)

- 第 11 条 1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所者の定員及び療養室の定員を超えて入所させない。
2. 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、薬品及び医療機器の管理を適切に行う。
3. 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。
4. 入所者の当院の契約書と被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限の確認をする。
5. 介護医療院で入所者に事故が発生した場合は、入所者の家族及び関係市町村に連絡し損害賠償を考慮する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 12 条 入所者は次の各号に掲げる事項について順守しなければならない

1. 外出・外泊については、必ず主治医の許可を必要とする。
2. 私物には紛失防止のため記名をする。また、所持品は最小限必要なものとし、持ち込む際には、施設職員に相談を必要とする。所持品等の破損、紛失、現金の紛失には施設は責任を負わないものとする。

3. 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用いただき。これに反したご利用により破損等した場合は弁償いただく場合があるものとする。
4. 施設内での喫煙・飲酒はできない。
5. 騒音等の利用者の迷惑になる行為はご遠慮いただき、やみくもに他の居室等に立ち入らないようにする。
6. 施設内での宗教活動、政治活動はできない。
7. ペットの持ち込みはできない。
8. その他注意事項の詳細に関しては、入所時に行われるオリエンテーション及び「重要事項説明書」を参照すること。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理有資格者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止の為に自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生時や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当るものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。(年2回)
- (7) その他起こりうる大規模災害対策に関しては、事業継続計画(BCP・BCM)、水害確保計画に定める。

(秘密保持)

- 第14条 1. 介護医療院及びその従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。
2. 医療法人玉昌会は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時の誓約書の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 1. 介護医療院は、入所者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 介護医療院が得た入所者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については文書により入所者又はその家族に了解を得るものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 1. 介護医療院において、提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情を受けるための窓口の設置（地域医療連携センター）、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、入所者及びその家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講じるものとする。また意見箱も設置し、それらの改善のために「サービス向上委員会」を設置する。
2. 介護医療院において、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 介護医療院は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
4. 介護医療院は、提供したサービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 17 条 1. 介護医療院は、事故発生防止のための委員会を設置し、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族、当該入所者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 介護医療院は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 介護医療院は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（身体拘束及び虐待防止法等）

- 第 18 条 1. 身体拘束適正化のための委員会を開催し、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する為に、緊急やむ得ない場合を除き、原則として身体拘束は行わないこととする。
2. やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の理由・心身の状態の状況等を診療録に記載する。
3. 家族に対し説明ならびに同意を得ることとする。

（虐待の防止の措置に関する事項）

- 第 19 条 1. 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- ①虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者を置く。
(責任者は加治木温泉病院介護医療院師長とする)
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(記録の整備)

- 第 20 条 1. 介護医療院は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
2. 介護医療院は、入所者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。
- ①施設サービス計画
 - ②介護医療院サービスを提供した具体的サービスの内容等の記録
 - ③入所者に関する市町村への通知に係る記録
 - ④第 16 条に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑤第 17 条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
 - ⑥第 18 条に規定する身体拘束に関する状況の記録
 - ⑦算定に必要とされる報酬関係の記録
 - ⑧入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
3. 診療録に関しては、医師法第 24 条第 2 項の規定により、5 年間保存する。

(協力医療機関の契約)

- 第 21 条 1. 協力医療機関を加治木温泉病院とし、入所者の急変対応及び感染時の対応について取り決めを行う
- ① 入所者の急変時、感染症発生時は加治木温泉病院の医師、看護師が相談対応を行う体制を常時確保する
 - ② 入所者の求めに応じて加治木温泉病院が診療を行う
 - ③ 入所者の病状の急変時は入院が必要な場合は加治木温泉病院が対応する
 - ④ 1 年に 1 回以上急変時の確認を行い、医療機関名称を自治体に提出する。
 - ⑤ 病状が軽快後は、再入所を求める

(その他施設の運営に関する事項)

- 第 22 条 1. 従業者の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人玉昌会 加治木温泉病院介護医療院が定めるものとする。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 8 月 1 日追加・修正する。
この規定は、令和 4 年 12 月 1 日追加・修正する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日追加・修正する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日追加・修正する。